

ご検討にあたってご確認いただきたいこと

必ずお読みください。

✓ 生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の媒介をすることが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してネオファースト生命が承諾したときに有効に成立します。なお、取扱者(代理店の生命保険募集人)の身分・権限などに関しまして、確認をご要望の場合には、ネオファースト生命コンタクトセンターまでご連絡ください。

✓ お申込みの際は「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

「契約概要」は保険商品の内容に関する重要事項を、「注意喚起情報」はご契約に関して特にご注意、ご確認ください事項の概略を記載しています。また、「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項について記載したものです。必ずご確認ください。

✓ 金融機関を募集代理店として本商品に加入されるお客さまはつぎの点にご留意ください。

- 本商品はネオファースト生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。
- 本商品の契約の有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。

ネオファースト生命について

ネオファースト生命は「一生涯のパートナー」を経営理念とする第一生命グループの一員として、お客さまの安心で豊かな暮らしと地域社会の発展に貢献していくというグループ統一のミッションはそのままに、新たなお客さま満足の創造と社会からの信頼と敬愛の確保、経営品質の向上等に努めていきます。

ネオファースト生命のミッション

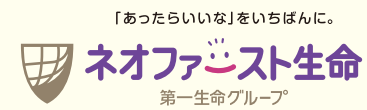
「あったらいいな」をいちばんに。

いい保険って何だろう？

保険に求める安心や満足は、
きっと、一人ひとりの暮らし方や
その時代によって変わっていくはず。

私たちがいちばん大切にしたいこと。
それは、お客さま自身でさえ気づいていない
「あったらいいな」を敏感に感じとって、
新しい発想で保険を創り出していくことです。

あった。よかった。たすかった。
新しい保険で、みんなをもっと笑顔にできますように。



保有契約
70万件を
突破
※2023年3月末
時点

ご不明点がございましたら
こちらまでお問い合わせください。

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

0120-312-201

[受付時間] 9:00~17:00(日・祝日・年末年始を除く)
※詳しくはネオファースト生命のWebサイトをご確認ください。

Webサイト <https://neofirst.co.jp>



本資料は2023年10月時点の商品パンフレットです(出典元の資料は2022年5月1日時点のものを使用しています)。

[募集代理店]

[引受保険会社]

ネオファースト生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウイズタワー

<Webサイト>

<https://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命

検索

(登)B23N1046(2023.6.16) 営業統括部 '23年6月作成

がん保険

商品パンフレット

2023年10月版

契約年齢:0歳~85歳

[引受保険会社]

「あったらいいな」をいちばんに。



ネオファースト生命

第一生命グループ

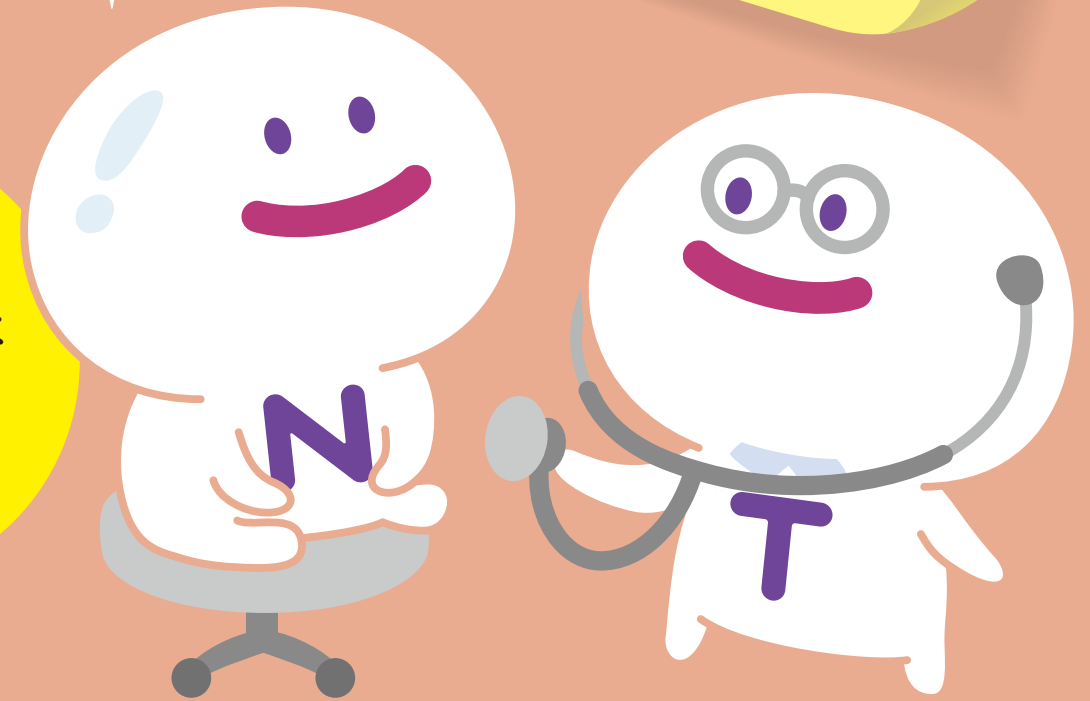
ネオdeがんちりょう

<無解約返戻金型終身がん保険>

#あったらいいな
こんな保険。

がんに対する
向き合い方は、
人それぞれ。
あなたの想いに応える
がん保険です。

たばこを
吸わない方は
保険料が
安くなる！



本商品はネオファースト生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

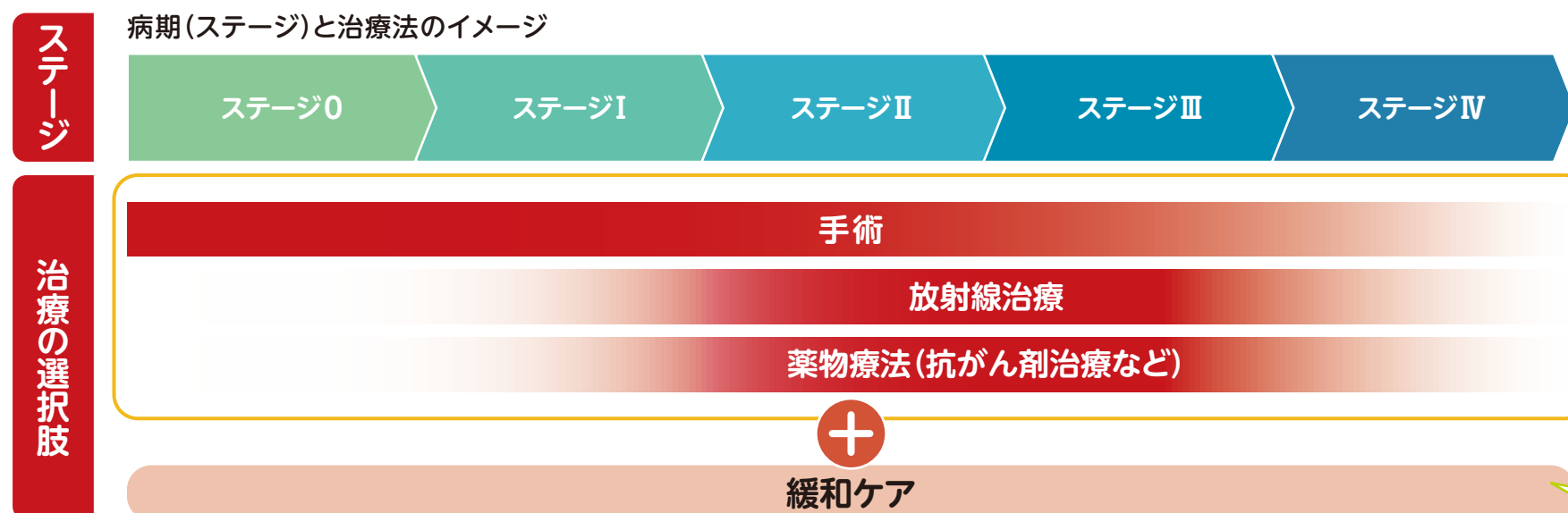
[募集代理店]

本商品のご検討・お申込みに際しましては、必ず、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

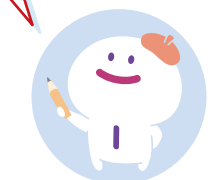
ネオファースト生命は第一生命グループの生命保険会社です。

がんの治療は、医療技術とともに日々進歩 しています。

がんの治療法はさまざまです。がんの進行度に応じた治療が行われます。

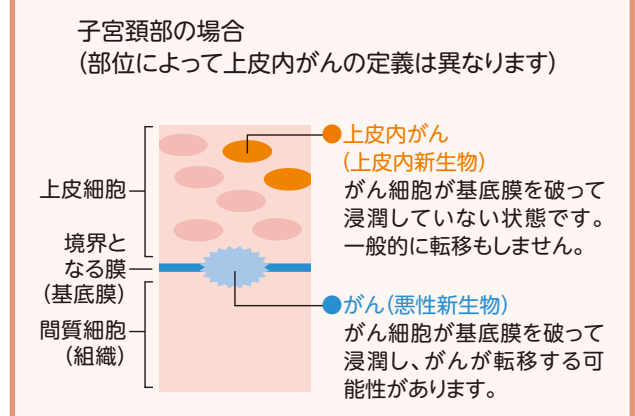


がんの種類や進行度(ステージ)、年齢など、さまざまなことを考慮して、担当の医師と十分に相談しながら、最適な治療方針を決めていくんだね!



「がんと診断されたとき」から心と身体のケアを行うことが推奨されています。(詳細はP.9へ)

● 「がん(悪性新生物)」と「上皮内がん(上皮内新生物)」の違い

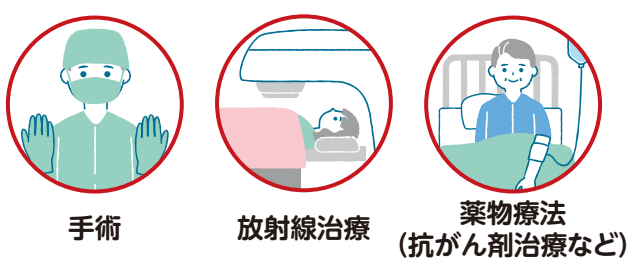


がんの治療の心配ごと

治療の選択肢が広がった今だからこそ、備え方も考え

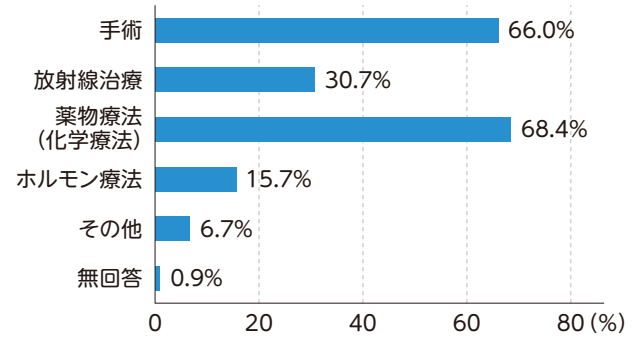
ておくことが大切です。

現在、一般的にがんの治療方法は大きく分けて3つあります



これらを総称して「がんの3大治療」と呼んでいるよ。

■ がん罹患した人が受けた治療(複数回答)



出典: 東京都福祉保健局「東京都がん医療等に係る実態調査報告書」(平成31年3月)をもとにネオファースト生命にて作成

がんの治療は**組み合わせる**ことで治療効果を高めています

■ 仕事をもちながらがんで通院している人

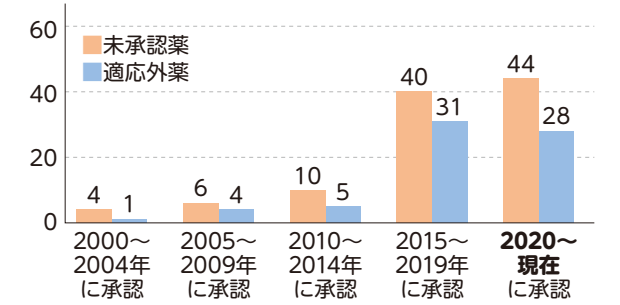


約1.3倍増加*

* 男性・女性の合計数にて比較
出典: 厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」(令和4年3月改訂版)

がんの治療をしながら仕事を続ける人が増えています

■ 米国が欧州で承認され、日本未承認または適応外であるがん領域の医薬品数とその推移



※2021年10月31日時点での情報に基づいています(のべ数)。
出典: 国立がん研究センター「国内で薬機法上未承認・適応外である医薬品について」をもとにネオファースト生命にて作成

未承認薬と適応外薬を使用した治療は公的医療保険適用外となるため、**全額が自己負担**

多様化するがんの治療への備えを、自分に合った形に組み合わせられる。そんながん保険が登場しました!



ネオdeがん ちりょう の3つの特長

主契約・特約・特則すべて 上皮内がんも 保障!

自費診療*も 主契約で保障!

特長 1 必要な保障を必要な分だけ! 自分に合った保障をお選びいただけます!

主契約は下記の①～③の中からお選びいただけます。また、組み合わせることも可能です。*組み合わせには一定の制限があります。

* 公的医療保険適用外の治療のことです。先進医療や患者申出療養による療養も自費診療に含まれます。詳しくはP.18をご確認ください。

■主契約についてお選びいただける保障(給付金)と主な保障の概要

お選びいただける保障(給付金)	主な保障の概要
<p>① 「手術・放射線治療・抗がん剤治療をカバー」 がん治療給付金</p> <p>治療を受けた月ごとの保障</p>	<p>手術 放射線治療 抗がん剤治療</p>
<p>② 「放射線治療・抗がん剤治療をカバー」 がん放射線治療・抗がん剤治療給付金</p> <p>治療を受けた月ごとの保障</p>	<p>手術 放射線治療 抗がん剤治療</p>
<p>③ 「治療費以外の諸費用をカバー」 がん診断給付金</p> <p>まとまったお金(一時金)の保障</p>	<p>(初回) 初めてがんと診断確定 (2回目以降) がんでの入院または通院</p>

ネオdeがん ちりょう のおすすめポイントは…

<input checked="" type="checkbox"/> がん治療給付金 <input checked="" type="checkbox"/> がん放射線治療・抗がん剤治療給付金 <p>治療を受けた月ごとの保障</p> <p>毎月のがん治療費をサポートし、治療が長引いた場合でも安心して治療に専念できます!</p>	<input checked="" type="checkbox"/> がん診断給付金 <p>まとまったお金(一時金)の保障</p> <p>がん治療費以外のさまざまな費用にも備えることができます!</p>
--	--

多様化するがんの治療に対応できる保障をお選びいただけます!

各保障の詳細については、P.11～P.16「保障の詳細」およびP.23～P.26「お申込みにあたって必ずご確認ください事項」をご確認ください。

特長 2 治療の選択肢を増やせる幅広い保障!

お客様のニーズに合わせた特則の適用や特約の組み合わせによって、がん緩和ケアや、女性特有のがんなどにも、幅広く備えることができます。

- がん緩和ケア保障特則
- がん治療 自費診療上乗せ給付特則
- がん放射線治療・抗がん剤治療 自費診療上乗せ給付特則
- がん先進医療・患者申出療養特約(終身がん保険用)
- がん通院特約(終身がん保険用)
- がん女性特定手術・乳房再建保障特約(終身がん保険用)
- がん保険料払込免除特約(終身がん保険用)

特長 3 たばこを吸っていない方は 保険料が安くなる!



過去1年以内にたばこ*1を吸っていない方は非喫煙者保険料率が適用され、たばこを吸っている方にくらべて保険料が安くなります。

「喫煙状況」をお申込みの際に告知いただきます。*2

*1 たばこには、紙巻タバコ、葉巻、パイプのほか、噛みタバコ、嗅ぎタバコ、電子タバコなどを含みます。
*2 被保険者の喫煙状況の確認のため、告知に加えて所定の検査を求められることがあります。

【非喫煙者保険料率について】

- ・被保険者の喫煙状況に関する告知について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、給付金などのお受け取りができないだけでなく、「告知義務違反」として保険契約が解除になる場合があります。
- ・被保険者の年齢が20歳未満の場合、適用する保険料率は非喫煙者保険料率のみとなります。

【保障の開始について(主契約・特約共通)】

責任開始期(責任開始期の基準日からその日を含めて90日を経過した日の翌日)前にならばがん診断確定された場合は、ご契約は無効になります。この場合、給付金のお受け取りや保険料払込の免除はできません。詳細についてはP.23をご確認ください。

保障されない期間 90日間

責任開始期の基準日

責任開始期

主契約・各特約の保障期間

ネオdeがん ちりょう は必要な保障 を自由にお選びいただけます!

自分に
ぴったりの
保障!

STEP1～3の順で、主契約の保障を選んでね!

STEP 1 主契約の保障を選択します。
 1つだけ選ぶ場合 ① ② ③
 2つを組み合わせる場合 ①+③ ②+③
 ※ ①と②を組み合わせることや、①②③のすべてを組み合わせることはできません。

STEP 2 下記の特則について選択します。
 がん緩和ケア保障特則 適用する 適用しない
 ※ ③ががん診断給付金のみを選択された場合はSTEP2、STEP3の選択は不要です。

STEP 3 下記の特則について適用有無・給付倍率を選択します。
 がん治療自費診療上乘せ給付特則 適用する(給付倍率1倍) 適用しない
 がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乘せ給付特則 適用する(給付倍率2倍) 適用しない

		このマーク付きの保障は、非喫煙者保険料率適用の場合、保険料が安くなります。※詳細はP.4をご確認ください。		主な保障内容(詳細はP.11、P.12をご確認ください)		保険期間	詳細ページ
選ぶ 主契約	<input checked="" type="checkbox"/> ① がん治療給付金	<input checked="" type="checkbox"/> がん緩和ケア保障特則	<input checked="" type="checkbox"/> がん治療自費診療上乘せ給付特則	治療を受けた月ごとの保障 手術 放射線治療 抗がん剤治療	手術・放射線治療・抗がん剤治療を受けたとき 手術・放射線治療・抗がん剤治療をカバーしたい	終身	P.11 >
	<input checked="" type="checkbox"/> ② がん放射線治療・抗がん剤治療給付金	<input checked="" type="checkbox"/> がん緩和ケア保障特則	<input checked="" type="checkbox"/> がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乘せ給付特則	治療を受けた月ごとの保障 手術 放射線治療 抗がん剤治療	放射線治療・抗がん剤治療を受けたとき 放射線治療・抗がん剤治療をカバーしたい	終身	P.11 >
	<input checked="" type="checkbox"/> ③ がん診断給付金			まとまったお金(一時金)の保障	(初回)初めてがんと診断確定されたとき (2回目以降)がんで入院または通院をしたとき まとまったお金で治療費以外にかかる費用もカバーしたい	終身	P.11 >
選ぶ 特約	<input checked="" type="checkbox"/> がん先進医療・患者申出療養特約(終身がん保険用)			がんで先進医療、患者申出	療養による療養を受けたとき	通算2,000万円まで保障!	10年更新* P.13 >
	<input checked="" type="checkbox"/> がん通院特約(終身がん保険用)			がんで通院をしたとき		入院の有無にかかわらず保障!	終身 P.14 >
	<input checked="" type="checkbox"/> がん女性特定手術・乳房再建保障特約(終身がん保険用)			女性特有のがんによる手術	術・乳房再建手術を受けたとき	自費診療の乳房再建手術も保障!	終身 P.15 >
	<input checked="" type="checkbox"/> がん保険料払込免除特約(終身がん保険用)			初めてがんと診断確定されたとき	たとき、以後の保険料のお払込みは不要		終身 P.16 >

[⚠️ 特約の自動更新]
 特約の更新についてはP.26および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
 * 契約年齢が81歳から85歳の場合は終身となります。

[⚠️ 特約の自動更新]
 [お子さまの保険加入のご検討にあたって]
 お子さまが医療機関で診療を受けたとき、自治体によっては健康保険などの自己負担分について助成を受けられる「こども医療費助成制度」があります。たとえば、中学卒業まで医療費の自己負担分の全額が助成される場合もありますので、確認のうえ加入をご検討ください。なお、助成の期間や金額等は自治体により異なります。詳細はお住まいの市区町村にお問い合わせください。

保障の選び方
 プラン例
 がんの治療について
 がんになる情報
 保障の詳細
 Q & A
 保険料例

ネオdeがん(ちりょう)のプラン例

各保障(主契約・特約・特則)の留意点やお支払いできない場合の詳細については、P.11~P.16「保障の詳細」、P.23~P.26「お申込みにあたって必ずご確認ください事項」および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」に「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。下記以外の保障の組み合わせ、給付金額をご希望される場合は募集代理店またはネオファースト生命までお問い合わせください。

非喫煙者保険料率が適用可能な保障

月払保険料
終身払/
非喫煙者保険料率

選べる主契約	主な支払事由の概要	
	契約年齢	男性
<input checked="" type="checkbox"/> がん治療給付金	P.11-P.12 > 手術・放射線治療・抗がん剤治療	
<input checked="" type="checkbox"/> がん緩和ケア保障特則	P.11-P.12 > がんでの緩和ケア	
<input checked="" type="checkbox"/> がん治療自費診療上乗せ給付特則	P.11-P.12 > 対象となる自費診療	
<input checked="" type="checkbox"/> がん放射線治療・抗がん剤治療給付金	P.11-P.12 > 放射線治療・抗がん剤治療	
<input checked="" type="checkbox"/> がん診断給付金	P.11-P.12 > (初回) 初めてがんと診断確定(2回目以降)がんでの入院または通院	
<input checked="" type="checkbox"/> がん先進医療・患者申出療養特約(終身がん保険用)	P.13 > がんでの先進医療、患者申出療養による療養	
<input checked="" type="checkbox"/> がん通院特約(終身がん保険用)	P.14 > がん治療の通院	
<input checked="" type="checkbox"/> がん女性特定手術・乳房再建保障特約(終身がん保険用)	P.15 > 女性特有のがん手術・乳房再建手術	

	シンプルプラン			しっかりプラン			女性プラン*1		
	20歳	30歳	40歳	20歳	30歳	40歳	20歳	30歳	40歳
月ごと	1,233円	1,849円	2,793円	1,259円	1,883円	2,842円	—	—	—
月ごと	1,447円	2,050円	2,732円	1,672円	2,412円	3,295円	1,630円	2,342円	3,168円
月ごとに				10万円					
月ごとに				20万円(上乗せ) (給付倍率2倍)					
月ごとに					10万円				
1回	100万円			50万円			50万円		
技術料と同額 (通算2,000万円まで)				技術料と同額 (通算2,000万円まで)					
1日につき	1万円			1万円			1万円		
基準給付金額							100万円*1 (基準給付金額×所定の割合)		

給付金のお受け取りイメージ

治療期間	治療内容	抗がん剤治療処方月数(治療のための通院日数)
6か月間	がん診断確定 抗がん剤治療*3 ・(公的医療保険適用)抗がん剤(3週に1回の処方:全8回)	6か月 (通院日数:全8日)
14日間(入院日数)	手術*3 ・(公的医療保険適用)乳房切除術+乳房再建手術(一次再建)	—
12か月間	抗がん剤治療*3 ・(公的医療保険適用外)抗がん剤(適応外薬):内服 ・(公的医療保険適用)検査*4(半年に1回)	12か月 (通院日数:12日(抗がん剤治療)+2日(半年に1回の検査):全14日)
5年間	抗がん剤治療*3 ・(公的医療保険適用)ホルモン療法:内服 ※初めの1年間は1か月に1度、2年目以降は3か月に1度の通院	28か月 (通院日数:12日(1年目)+16日(2年目以降):全28日)

乳がんの治療例*2 乳房切除術+乳房再建手術(一次再建) 罹患時:52歳

【シンプルプランでのお受け取り例】

- ▶ がん診断給付金 100万円×7回 700万円
- ▶ がん通院特約(終身がん保険用)給付金 1万円×50日 50万円

<給付金総額> 750万円

【しっかりプランでのお受け取り例】

- ▶ がん治療給付金 10万円×47回 470万円
- ▶ がん治療自費診療上乗せ給付金 20万円×12回 240万円
- ▶ がん診断給付金 50万円×7回 350万円
- ▶ がん通院特約(終身がん保険用)通院給付金 日額1万円×50日 50万円

<給付金総額> 1,110万円

【女性プランでのお受け取り例】

- ▶ がん放射線治療・抗がん剤治療給付金 10万円×46回 460万円
- ▶ がん診断給付金 50万円×7回 350万円
- ▶ がん通院特約(終身がん保険用)通院給付金 日額1万円×50日 50万円
- ▶ がん女性特定手術・乳房再建保障特約(終身がん保険用)乳房再建給付金 100万円
- ▶ がん女性特定手術給付金 30万円

<給付金総額> 990万円

*1 がん女性特定手術・乳房再建保障特約(終身がん保険用)は女性のみ付加することができます。
 *2 「BRCA1/2遺伝子変異、ホルモン受容体陽性」の事例。記載の治療例は、あくまでも一例です。がんの部位・性質・進行度などにより治療内容は異なります。また、各治療例は各保障の支払対象となる治療であるものとします。
 *3 治療については、直前の治療とは別の月に行った場合を想定しています。
 *4 治療のために必要な検査であるものとします。

※一連の治療はがんの治療を目的として実施。先進医療の受療はなし。乳房切除術・乳房再建手術(一次再建)は、片側の乳房について実施。一次再建とは、乳がん切除と同時に乳房再建までを行う方法です。

保障の選び方

プラン例

がんの治療について
気になる情報

保障の詳細

Q & A

保険料例



がんの治療について気になる情報

がんの治療には、どんな費用がかかるの？

胃がんで15日間入院した場合の事例 ●40歳 ●男性 ●給与所得者で月給27万円以上51.5万円未満

公的医療保険 適用	医療費:2,125,770円*1 ●高額療養費制度適用後の医療費の自己負担額 166,016円 *2	入院費総額 221,976円
+		
公的医療保険 適用外	●差額ベッド代 44,000円 *3 ●食事代 11,960円 *4	

*1 医療費の内訳は、事例にもとづき以下の合計金額として計算しています。
【初診料:2,880円、医学管理料:11,550円、投薬料:21,700円、注射料:104,030円、処置料:8,380円、手術料:1,046,720円、麻酔料:98,000円、検査料:39,110円、画像診断料:76,270円、病理診断料:35,700円、入院料:567,730円、リハビリテーション料:113,700円】

*2 入院期間15日間のうち、入院月に10日間・翌月に5日間、月をまたいで入院した事例です。

*3 入院期間15日間のうち、差額ベッド代11,000円(1日あたり)の個室に4日間入院した事例です。

*4 入院時食事代の自己負担額内訳はつぎの通りです。【460円×26食=11,960円(入院中は食事なしの時があった)】

入院中は治療費以外にもさまざまな費用がかかり、退院後には、通院による治療が続く場合もあります



入院時の雑費
(衣料品購入など)



付添者の
交通費や食事代



退院後の通院代や
投薬代など

出典:(公財)生命保険文化センター「医療保障ガイド」(2020年9月改訂版)をもとにネオファースト生命にて作成

がんによる苦痛をやわらげる「がん緩和ケア」とは

がん患者さんは、がん自体の症状のほかに、痛み、倦怠感などのさまざまな身体的な症状や、落ち込み、悲しみなどの精神的な苦痛を経験します。
「緩和ケア」は、がんと診断されたときから行う、身体的・精神的な苦痛をやわらげるためのケアです。

緩和ケアは治療中の病院でも、緩和ケア病棟でも、ご自宅でも受けることができます

緩和ケアはいつから必要？

近年のがん治療では、

緩和ケアは「がんと診断されたとき」から、治療と一緒に行うことがすすめられています。

治療中の病院に入院して緩和ケアを受ける

緩和ケア病棟に入院して緩和ケアを受ける

自宅で生活しながら通院・在宅医療にて緩和ケアを受ける

出典:緩和ケア.netホームページをもとにネオファースト生命にて作成

がんの治療にかかる医療費負担のイメージ

区分	公的医療保険適用の治療		公的医療保険適用外の治療(自費診療)	
	7割 公的医療保険が負担	3割 自己負担		
【保険診療】 医療費の一部が保障されます。自己負担割合(1割~3割)は年齢や所得などによって異なります。	保険診療	7割 公的医療保険が負担	3割 自己負担	—
【混合診療(先進医療・患者申出療養)】 一般の保険診療と共通する部分については保険適用となりますが、「先進医療、患者申出療養にかかる技術料」は全額自己負担となります。	混合診療 (保険診療と保険外診療の併用)	7割 公的医療保険が負担	3割 自己負担	先進医療などの技術料は全額自己負担
【自由診療】 公的医療保険が適用されず、医療費は全額自己負担となります。	自由診療	—	—	全額自己負担

※自己負担割合3割は、小学校入学後から69歳以下の場合
※1か月の医療費(保険診療分)が自己負担限度額を超えたときは、高額療養費制度を活用することで負担を抑えることができます。

出典:厚生労働省「我が国の医療保険について」「保険診療と保険外診療の併用について」「保険外併用療養費制度について」をもとにネオファースト生命にて作成

新しく開発される治療薬とその費用

現在、公的医療保険が適用されない適応外薬・未承認薬の数は増えています。これらを使用する場合、医療費は全額自己負担となります。

気になる？ キーワード

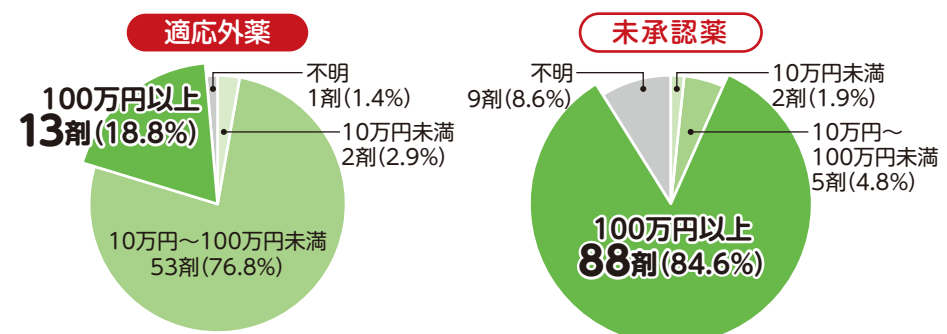
適応外薬

未承認薬

日本において使用が認められているものの、適応症(使用できるがん種)が限られている医薬品のことです。例えば、胃がんの治療薬として承認されている薬剤を、肺がんの治療に使用する場合等が該当します。

米国や欧州といった海外では有効性が証明され、使用が承認されているにもかかわらず、日本国内では薬機法上、使用が認められていない医薬品のことです。

■適応外薬・未承認薬の1か月あたりの薬剤費



適応外薬・未承認薬の中には、薬剤費が高額になるものもあります

※2021年10月31日時点での情報に基づいています。
出典:国立がん研究センター「国内で薬機法上未承認・適応外である医薬品について」をもとにネオファースト生命にて作成

保障の詳細 (主契約)

この保険は、責任開始期の基準日からその日を含めて90日を経過した日の翌日を責任開始期とし、その日から保障を開始します。詳細についてはP.23をご確認ください。
 給付金をお支払いできない場合や特約の更新などのご確認いただきたい事項については、P.23～P.26「お申込みにあたって必ずご確認ください」および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。



私にぴったりなカスタマイズができるのね

上皮内がんも
同額保障!

主契約

- がん(上皮内がんを含む)の治療を目的として、**公的医療保険適用の治療や、公的医療保険適用外の治療(自費診療*1)**を受けたときや、**がんと診断されたとき**に、お受け取りの対象となる給付金に応じて、給付金をお受け取りいただけます。
- 主契約の給付金①～③については、**組み合わせが可能です***2。
- ①・②についてがん緩和ケア保障特則を適用した場合は、それぞれの給付金の受取事由に加えて、所定の**緩和ケア**を受けた
- ①・②について、所定の上乗せ給付特則*3を適用した場合、**公的医療保険適用外の治療(自費診療*1)**を受けた月には、各給付金にも、給付金をお受け取りいただけます。
付金に上乗せして所定の給付金*4をお受け取りいただけます*5。

給付金名	支払事由	支払額	支払限度
<input checked="" type="checkbox"/> ① がん治療給付金 <input type="checkbox"/> がん緩和ケア保障特則 <input type="checkbox"/> がん治療自費診療上乗せ給付特則	つぎのいずれかに該当したとき 【手術】・【放射線治療】・【抗がん剤治療(ホルモン剤による治療を含む)]・【先進医療、患者申出療養による療養】	がん治療給付金額(a) 給付金額取扱範囲 5万円～30万円 (1万円単位)	月に1回 通算回数無制限 自費診療による治療も通算回数無制限で保障!
	がんの痛みを和らげる治療のために、 入院・通院 したとき、または 在宅医療 を受けたとき	がん治療給付金額(a)×給付倍率 給付倍率 2倍 を選択時には、合計で 3倍((a)×3)*6 がお受け取りいただけます! 給付倍率 1倍 ((a)×1) または 2倍 ((a)×2)	月に1回 通算回数24回
	対象となる 公的医療保険適用外の治療(自費診療*1) を受けたとき		
<input checked="" type="checkbox"/> ② がん放射線治療・抗がん剤治療給付金 <input type="checkbox"/> がん緩和ケア保障特則 <input type="checkbox"/> がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付特則	つぎのいずれかに該当したとき 【放射線治療】・【抗がん剤治療(ホルモン剤による治療を含む)]・【先進医療、患者申出療養による療養(放射線治療・抗がん剤治療に限る)]	がん放射線治療・抗がん剤治療給付金額(b) 給付金額取扱範囲 5万円～30万円 (1万円単位)	月に1回 通算回数無制限 自費診療による治療も通算回数無制限で保障!
	がんの痛みを和らげる治療のために、 入院・通院 したとき、または 在宅医療 を受けたとき	がん放射線治療・抗がん剤治療給付金額(b)×給付倍率 給付倍率 2倍 を選択時には、合計で 3倍((b)×3)*7 がお受け取りいただけます! 給付倍率 1倍 ((b)×1) または 2倍 ((b)×2)	月に1回 通算回数24回
	対象となる 公的医療保険適用外の治療(自費診療*1) を受けたとき		
<input checked="" type="checkbox"/> ③ がん診断給付金	(初回) 初めてがんと医師により診断確定されたとき (2回目以降:直前の支払事由該当日から1年以上経過) がんの治療を目的として入院または通院* をしたとき ※つぎのいずれかの治療のための通院となります。詳細についてはP.25をご確認ください。 手術/放射線治療/抗がん剤治療(ホルモン剤による治療を含む)/先進医療/患者申出療養	がん診断給付金額 給付金額取扱範囲 10万円～200万円 (10万円単位)	1年に1回 通算回数無制限

*1 自費診療については、P.18、P.23～P.26をご確認ください。 *2 ご契約時に①のみ、②のみ、③のみ、①+③、②+③の5パターンの組み合わせからお選べることはできません。 *3 ①を選択した場合は「がん治療自費診療上乗せ給付特則」、②を選択した場合は「がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付金」、③を選択した場合は「がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付金」をお受け取りいただけます。 *4 ①を選択した場合は「がん治療自費診療上乗せ給付特則」について、②を選択した場合は「がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付特則」について、給付倍率を1倍または2倍からお選びいただけます。 *5 ①を選択した場合は「がん治療自費診療上乗せ給付特則」について、契約時に給付倍率2倍をお選びいただいた場合です。 *6 「がん治療自費診療上乗せ給付特則」について、契約時に給付倍率2倍をお選びいただいた場合です。

びいただけます。①と②を組み合わせることや、①②③のすべてを組み合わせ給付特則を適用することができます。 *4 ①を選択した場合は「がん治療自費診療上乗せ給付特則」について、②を選択した場合は「がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付特則」について、契約時に給付倍率2倍をお選びいただいた場合

対象となる抗がん剤治療には**ホルモン剤(再発予防目的も含む)・経口薬(飲み薬)も含まれます!**



さらに **お客さまのニーズに合わせて、さまざまな特約を組み合わせることができます**

P.13～P.16をご確認ください

保障の詳細(特約)



治療の選択肢が増やせたらいいな

がん先進医療・患者申出療養特約 (終身がん保険用)

● **がん(上皮内がんを含む)の治療を目的として先進医療、患者申出療養*1による療養を受けたとき、先進医療、患者申出療養にかかる技術料と同額をお受け取りいただけます。**

給付金名	支払事由	支払額	支払限度	保険期間
がん先進医療給付金	がんの治療を目的として先進医療による療養を受けたとき	技術料と同額	通算2,000万円	10年
がん患者申出療養給付金	がんの治療を目的として患者申出療養による療養を受けたとき			

*1 先進医療、患者申出療養についてはP.26をご確認ください。

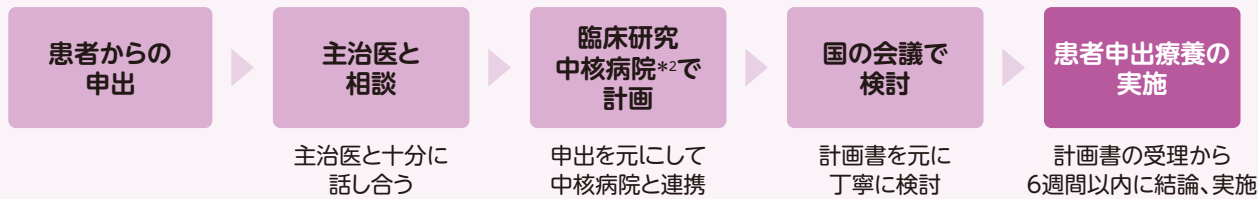
*2 がん先進医療・患者申出療養特約(終身がん保険用)は契約年齢0歳から80歳の場合、保険期間は10年更新となります。契約年齢81歳から85歳の場合、保険期間は終身となります。詳細についてはP.26および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」[ご契約のしおり・約款]をご確認ください。

■ 先進医療と患者申出療養の違い

	対象となる技術	実施医療機関
先進医療	有効性と安全性を確保するための基準を定め、厚生労働大臣が認めた技術	先進医療技術毎に定められた施設基準に適合する医療機関にて受けることができる
患者申出療養	患者から申出のあった医療技術について、有効性・安全性等を国の会議で確認したうえで、実施可能と決定された技術	安全性・有効性などを確認しつつ、身近な医療機関で迅速に受けることができる

出典:厚生労働省「先進医療の概要について」「患者申出療養制度」をもとにネオファースト生命にて作成

■ 患者申出療養実施までの主な流れ



*2 日本発の画期的な医薬品や医療技術などを開発するために、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う病院
出典:厚生労働省「患者申出療養制度」

特定先進医療キャッシュレスサービス

※がん患者申出療養給付金は対象外です。

特定の先進医療による治療の一時的な費用負担を軽減できます。

【サービスの対象】 がん先進医療・患者申出療養特約 (終身がん保険用)

特定の先進医療による療養(「重粒子線治療」または「陽子線治療」)をネオファースト生命所定の医療機関で受けられる場合に、がん先進医療給付金をネオファースト生命が医療機関に直接お支払いするサービスです(2022年5月現在のお取り扱いであり、将来的に変更・終了することもあります)。

【ご注意】「がん先進医療・患者申出療養特約(終身がん保険用)」のご加入(責任開始期の属する日)から2年を経過していることが条件となります。

※ただし、2年を経過してなくてもサービスをご利用いただけるケースもあります。サービスの詳細についてはネオファースト生命コンタクトセンターにお問い合わせください。



●この保険は、責任開始期の基準日からその日を含めて90日を経過した日の翌日を責任開始期とし、その日から保障を開始します。詳細についてはP.23をご確認ください。
●給付金をお支払いできない場合や特約の更新などのご確認いただきたい事項については、P.23~P.26「お申込みにあたって必ずご確認ください」および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」[ご契約のしおり・約款]に記載しております。必ずご確認ください。



通院で治療をすることも多いし、家計の負担も減らせるかな

がん通院特約 (終身がん保険用)

● **がん(上皮内がんを含む)の治療を目的として通院をしたとき、給付金をお受け取りいただけます。**

給付金名	支払事由	支払額	支払限度
がん通院給付金	がんの治療を目的として通院をしたとき	がん通院給付金日額×通院日数 給付金日額 2,000円~20,000円 取扱範囲 1,000円単位	通算日数無制限

Point

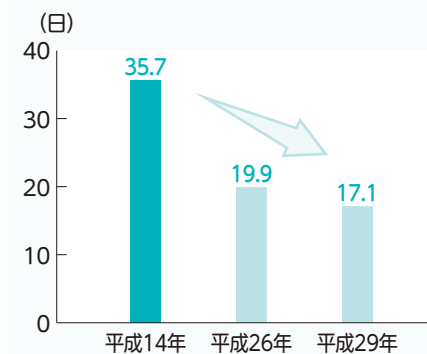
診断確定されたがんの治療を目的とする通院について、**入院有無にかかわらず通算日数無制限で保障します。**

がんの通院治療が長引いた場合も保障が続いて安心だね!

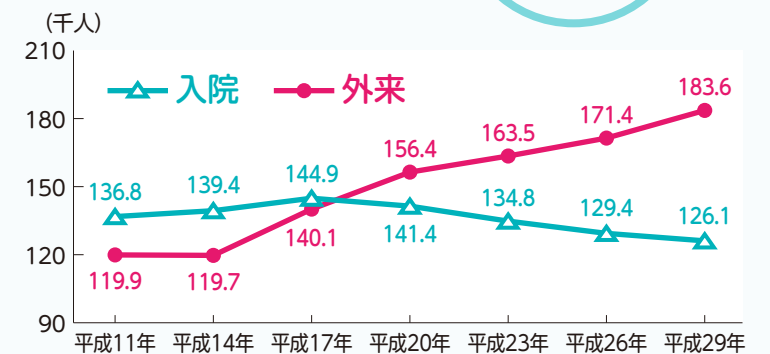


最近の傾向は?

■ 悪性新生物の退院患者における平均在院日数

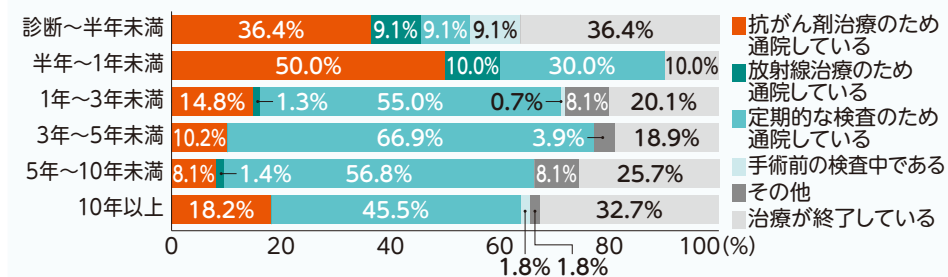


■ 悪性新生物の入院患者・外来患者数



出典:厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」(令和4年3月改訂版)

■ がんと診断されてからの期間と治療の状況



がん治療のための通院は **10年以上の長期にわたることも**

出典:ティーベック株式会社「がんの意識調査」(2017) ●対象:がん経験者(20歳~80歳)500人 ※がんの種類は指定なし

保障の詳細(特約)



乳がんや女性のがんに対して、しっかり備えておきたいな

がん女性特定手術・乳房再建保障特約 (終身がん保険用)

● **がん(上皮内がんを含む)の治療を目的として乳房にかかわる手術、子宮・卵巣・卵管にかかわる手術、乳房再建手術**を受けたとき、給付金をお受け取りいただけます。

給付金名	支払事由	支払額		支払限度				
がん女性特定手術給付金	がんの治療を目的として、乳房・子宮・卵巣・卵管について所定の手術を受けたとき	基準給付金額×所定の割合	<table border="1"> <tr> <td>基準給付金額</td> <td>10万円～200万円</td> </tr> <tr> <td>取扱範囲</td> <td>(10万円単位)</td> </tr> </table>	基準給付金額	10万円～200万円	取扱範囲	(10万円単位)	通算回数無制限
基準給付金額	10万円～200万円							
取扱範囲	(10万円単位)							
乳房再建給付金	がん女性特定手術給付金(乳房切除術)の支払対象となった乳房について、乳房再建手術*1を受けたとき	基準給付金額		一乳房につき1回				

*1 公的医療保険適用外の乳房再建手術を含みます。

■支払対象となる手術と割合

手術の種類・部位	対象となる手術	支払額	支払例 (基準給付金額 100万円の場合)
乳房再建手術	がん女性特定手術給付金(乳房切除術)の支払対象となった乳房に対する 乳房再建手術 自費診療も保障!	各乳房につき 基準給付金額×100%	各乳房につき 100万円
乳房	がんの治療のための 乳房切除術 自費診療も保障!	各乳房につき 基準給付金額×30%	各乳房につき 30万円
	がんの治療のための公的医療保険適用となる乳房にかかわる手術(上記以外)	基準給付金額×10%	10万円
子宮	がんの治療のための 子宮(体部全体)摘出術 自費診療も保障!	基準給付金額×30%	30万円
	がんの治療のための 入院中に受けた 公的医療保険適用となる手術(上記以外)	基準給付金額×10%	10万円
卵巣・卵管	がんの治療のための 卵巣(片側全体または両側全体)摘出術 自費診療も保障!	基準給付金額×30%	30万円
	がんの治療のための 入院中に受けた 公的医療保険適用となる手術(上記以外)	基準給付金額×10%	10万円

・この保険は、責任開始期の基準日からその日を含めて90日を経過した日の翌日を責任開始期とし、その日から保障を開始します。詳細についてはP.23をご確認ください。
 ・給付金をお支払いできない場合や特約の更新などのご確認いただきたい事項については、P.23～P.26「お申込みにあたって必ずご確認ください」および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。



がんにかかってからの経済的負担が少しでも減ったらうれしいわ

がん保険料払込免除特約 (終身がん保険用)

● 保険料の払込期間中に初めてがん(上皮内がんを含む)と医師により診断確定されたとき、**以後の保険料の払い込みは不要**になり、**保障はそのまま継続**します。

保障はそのままに、がんの治療に専念できるね!



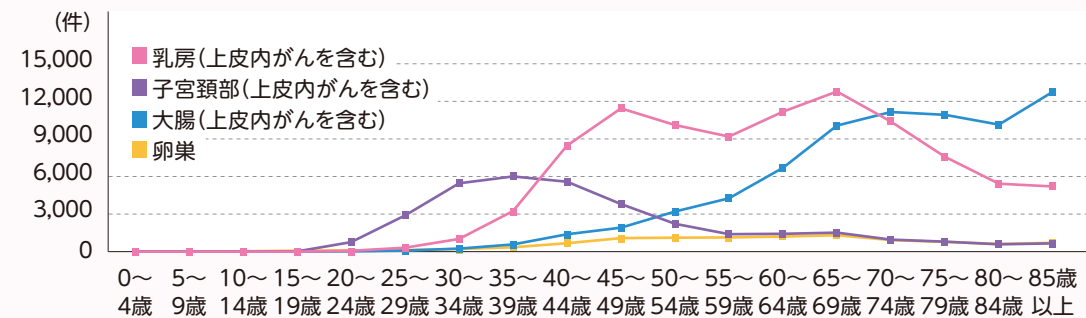
最近の傾向は?

Point

働き盛り・子育て世代に発症のピークを迎える女性特有のがんも手厚く保障します!

子宮頸がんは
30代でピーク
乳がんは
30代から急増

■主ながんの年齢別罹患数(新たにかんと診断された数)



出典:国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」(全国がん罹患モニタリング集計(MCIJ))をもとにネオファースト生命にて作成

■乳房再建手術の費用例

自家組織による乳房再建	公的医療保険適用 ※手術費用のみ		自費診療
	インプラントによる乳房再建		脂肪注入法
ご自身のお腹や背中の組織を使用する方法	ティッシュ・エキスパンダー(組織拡張器)の挿入	インプラント(シリコン製人工乳房)の挿入	太ももやおなかから吸引した脂肪組織を注入して生着させる方法
	約5万円～9万円*2		約60万円～90万円

*2 高額療養費制度適用後(69歳以下・年収約370万円～770万円の方の場合)の金額です。
 出典:厚生労働省「医科診療報酬点数表」(令和4年4月改定)をもとにネオファースト生命にて作成

Q&A



給付金の請求方法を教えてください

A

被保険者が **入院をした** **手術をした** **通院をした**
 上記のような場合の給付金等のご請求手続きは、以下の流れとなっています。



ネオファースト生命へのご連絡

- 保険証券をお手元にご準備ください。
- 領収書や手術同意書など、病院発行の書類がある場合は、あわせてお手元にご準備ください。これらの書類有無を確認させていただく場合もあります。
- お受取人より、ネオファースト生命コンタクトセンターへご連絡ください。

ネオファースト生命
コンタクトセンター
 [受付時間]
 月～土 9:00～17:00
 日・祝日・年末年始を除く

▼ **お客さま専用フリーダイヤル**
0120-226-201
 ▼ **70歳以上のお客さまを対象とした**
専用フリーダイヤル
0120-515-201



※詳しくはネオファースト生命のWebサイトをご確認ください。Webサイト <https://neofirst.co.jp>



請求のご案内

- ご請求にあたっての詳しいご案内と、請求書類をお届けします。



書類のご準備とご提出

- 書類をご準備いただき、ご提出ください。
 お客さまにご記入いただく「給付金等請求書」と医療機関に証明いただく診断書が主な書類となります(請求時期や請求内容によって必要書類が異なります)。
- 一定の要件を満たす場合、**診断書の提出に代えて、簡易なご報告等で給付金をご請求いただくことができます。** 詳細はネオファースト生命コンタクトセンターへお問い合わせください。



ご提出書類の確認とお支払い

- ご請求に必要な書類の到着から原則5営業日以内でお支払いします(ご提出いただいた書類に不備がある場合などはこの限りではありません)。また、ご提出いただいた書類を拝見した結果、医療機関などへ照会(事実の確認)をさせていただく場合があります(給付金等のお支払いまでに日数を要する場合があります)。



お支払内容のご確認

- お支払金額などの明細を郵送いたしますので、内容をご確認ください。



自費診療とは何ですか？

A

「公的医療保険が適用されない治療」のことをいいます。
 先進医療や患者申出療養による療養も、自費診療に含まれます。

<参考>ネオdeがんちりょう(がん治療給付金)のお支払い対象となる治療

※その他の給付金については、P.11～P.16「保障の詳細」、P.26「保障される治療について」をご確認ください。

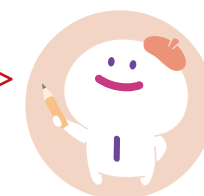
公的医療保険適用の治療			公的医療保険適用外の治療(自費診療)				
手術	放射線治療	抗がん剤治療	混合診療			自由診療	
			先進医療・患者申出療養			自由診療	
			手術など*1	放射線治療	抗がん剤治療	手術*2	放射線治療*2
					適応外薬	未承認薬*2	

*1 手術・放射線治療・抗がん剤治療のいずれにも該当しない先進医療や患者申出療養による療養もお支払い対象となります。
 *2 がん診療連携拠点病院等にて治療を受けたときに限ります。詳細はP.23、P.24をご確認ください。

「がん診療連携拠点病院等」とは、厚生労働大臣により、
 下記のいずれかに指定されている医療機関のことをいいますよ!

がん診療連携拠点病院等 全国453病院
小児がん拠点病院 全国17病院(小児がん中央機関を含む)

※がん診療連携拠点病院等は2022年4月1日時点、小児がん拠点病院は2020年4月1日時点
 出典：厚生労働省「がん対策情報 がん診療連携拠点病院等」



— 主契約について①がん治療給付金、②がん放射線治療・抗がん剤治療給付金をお選びいただいた方 —

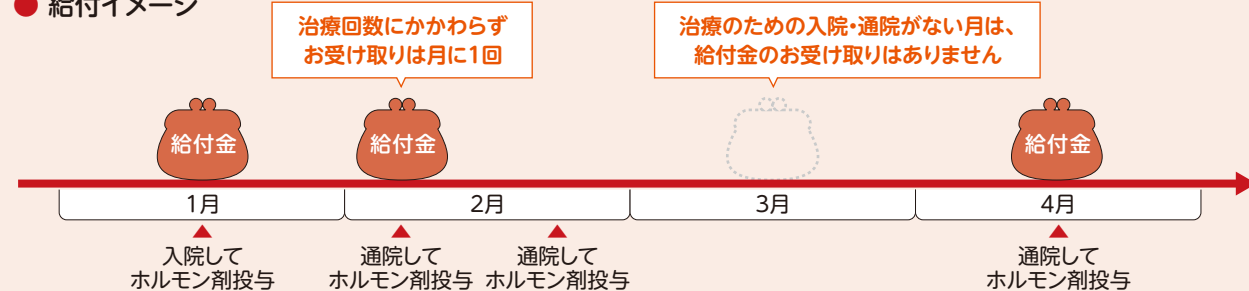


抗がん剤治療を複数回受けたときは、 毎月給付金を受け取れるのですか？

A

「抗がん剤治療のための入院・通院があった月」の、
 給付金をお受け取りいただけます。

● 給付イメージ



月払保険料例

- 契約日が2022年9月1日以降の保険契約に適用される保険料率となります(ただし、ネオファースト生命は、今後、新たな保険料率は被保険者の契約日における満年齢により計算します。
●記載以外の給付金額・給付倍率・保険料払込期間については、募集代理店またはネオファースト生命へご確認ください。

保険契約に対して保険料を変更する場合があります。

保険期間は終身です。ただし、「がん先進医療・患者申出療養特約(終身がん保険用)」の保険期間・保険料払込期間は10年です。所定の年齢まで10年ごとに更新があります。なお、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の年齢、および保険料率によって新たに定めます。したがって更新後の保険料は、更新前の保険料と異なります。更新時の被保険者の年齢が81歳以上となる場合は、保険期間および保険料払込期間を終身として更新します。また、契約年齢が81歳から85歳の場合は終身保障です。

Table with 5 main columns: Main Contract, Special Contract, Age, and two sets of Premiums (Non-Smoker and Smoker). Includes detailed sub-headers for contract types and benefits.

Table with 5 main columns: Main Contract, Special Contract, Age, and two sets of Premiums (Smoker and Non-Smoker). Includes detailed sub-headers for contract types and benefits.

※①のみ、②のみ、③のみ、①+③、②+③の5パターンの組み合わせからお選びいただけます。①と②を組み合わせることや、①②③のすべてを組み合わせること
がん先進医療・患者申出療養特約(終身がん保険用) *5 がん通院特約(終身がん保険用) *6 がん女

はできません。 *1~*6に関してはそれぞれつぎの特約・特則を指します。 *1 がん緩和ケア保障特則 *2 がん治療自費診療上乗せ給付特則 *3 がん放
射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付特則

保障の選び方 プラン例 がんの治療について 保障の詳細 Q&A 保険料例

お申込みにあたって必ずご確認ください事項

保障の開始について(主契約・特約共通)

- この保険は、責任開始期の基準日からその日を含めて90日を経過した日の翌日を責任開始期とし、その日から保障を開始します。
- 責任開始期の基準日とは、第1回保険料をネオファースト生命が受け取った日(「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約の場合は、ご契約のお申込みをネオファースト生命が受けた日)または被保険者に関する告知が行われた日のいずれか遅い日をいいます。
- 責任開始期の前日までにがん(上皮内がんを含む)と診断確定されていた場合、ご契約は無効となり、給付金のお受け取りや保険料払込の免除はできません。



無解約返戻金型終身がん保険(主契約)について

- 契約者配当金はありません。
- 保険料払込期間中に解約されたときは、解約返戻金はありません。保険料払込期間が有期の場合で、保険料払込期間の満了後に解約されたときは、主契約のお支払いの対象となる給付金の給付金額に所定の割合を乗じた額(がん治療給付金額の50%、がん放射線治療・抗がん剤治療給付金額の50%、がん診断給付金額の5%)と同額の合計額を解約返戻金としてお支払いします(保険料払込期間の満了日までの保険料が払い込まれていることが必要となります)。
※特約・特則には解約返戻金はありません。
- 死亡や高度障害状態に該当した場合の保障はありません。
- 保険料払込期間中に被保険者が死亡されたときは、返戻金はありません。保険料払込期間が有期のご契約で、保険料払込期間の満了後に被保険者が死亡されたときには、主契約のお支払いの対象となる給付金の給付金額に所定の割合を乗じた額(がん治療給付金額の50%、がん放射線治療・抗がん剤治療給付金額の50%、がん診断給付金額の5%)と同額の合計額を返戻金としてお支払いします(保険料払込期間の満了日までの保険料が払い込まれていることが必要となります)。
- 契約者貸付制度の取り扱いはありません。
- ネオファースト生命が保険料を立て替えしご契約を継続させる制度(保険料の自動貸付)の取り扱いはありません。
- ご契約が失効した場合、ご契約を復活させる取り扱いはありません。
- ご契約後に保障を増額させる取り扱いはありません。
- 特約の中途付加、特則の中途適用や特則をご契約後に適用しないこととする取り扱いはありません。
- 年齢によっては支払事由に該当する可能性が低いこともあります。その点を考慮したうえで加入をご検討ください。

がん治療給付金について

- お支払い対象となる治療は以下の通りです。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料」の算定対象として列挙されている診療行為、または「輸血料」の算定対象として列挙されている造血幹細胞移植
 - ②公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料」の算定対象として列挙されている診療行為(放射性同位元素内用療法管理料の算定対象として列挙されている診療行為を除きます)
 - ③公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、抗がん剤にかかる「薬剤料」または「処方せん料」が算定される抗がん剤治療
 - ④がん(上皮内がんを含む)を適応症として厚生労働大臣により承認されている抗がん剤治療
 - ⑤公的医療保険制度における先進医療、患者申出療養による療養
 - ⑥がん診療連携拠点病院等における手術、放射線治療、抗がん剤治療(上記①～⑤に該当する場合を除く)
- がん治療自費診療上乗せ給付特則を適用した場合、がん治療自費診療上乗せ給付金のお支払い対象となる治療は上記の④、⑤、⑥となります。
- お支払いの対象となる「抗がん剤」とは、被保険者が診断確定されたがん(上皮内がんを含む)の治療を目的として被保険者に投薬または処方された時点において、世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、L01(抗悪性腫瘍薬)、L02(内分泌療法)、L03(免疫賦活薬)、L04(免疫抑制薬)、またはV10(治療用放射性医薬品)に分類される医薬品をいいます。
- お支払い対象となる先進医療は療養を受けた時点において、
 - ①厚生労働大臣が定める先進医療技術であること
 - ②先進医療技術ごとに定められた適応症(対象となる疾病・症状など)に対するものであること
 - ③先進医療技術ごとに定められた施設基準に適合する医療機関で受けたものであることのすべてを満たすものに限り、
したがって、医療行為・症状、医療機関などによって給付金をお受け取りいただけないことがあります(先進医療の最新の内容についてはネオファースト生命のWebサイトをご覧ください)。
- 患者申出療養については、厚生労働省告示に定める患者申出療養による療養を、厚生労働大臣が定める

施設基準に適合する医療機関であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて受けた場合にお支払いの対象となります。

- がん診療連携拠点病院等とは、つぎのいずれかに該当する医療機関をいいます。
 - ①平成30年7月31日健発0731第1号厚生労働省健康局長通知「がん診療連携拠点病院等の整備について」にもとづき厚生労働大臣によって指定された、がん診療連携拠点病院(都道府県がん診療連携拠点病院および地域がん診療連携拠点病院。なお、国立研究開発法人国立がん研究センターの中央病院および東病院を含みます)、特定領域がん診療連携拠点病院および地域がん診療病院
 - ②令和元年8月6日健発0806第1号厚生労働省健康局長通知「小児がん拠点病院等の整備について」にもとづき厚生労働大臣によって指定された、小児がん中央機関および小児がん拠点病院
- がん治療自費診療上乗せ給付金は、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料」「放射線治療料」の算定対象として列挙されている診療行為を公的医療保険の適用外で受けた場合は、お支払いの対象になりません。なお、がん治療給付金はお支払いの対象となります。
- がん治療自費診療上乗せ給付金の給付倍率は、ご契約時に給付倍率1倍または2倍のいずれかからお選びいただけます。ご契約後に給付倍率を変更する取り扱いはありません。

がん放射線治療・抗がん剤治療給付金について

- お支払い対象となる治療は以下の通りです。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料」の算定対象として列挙されている診療行為(放射性同位元素内用療法管理料の算定対象として列挙されている診療行為を除きます)
 - ②公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、抗がん剤にかかる「薬剤料」または「処方せん料」が算定される抗がん剤治療
 - ③がん(上皮内がんを含む)を適応症として厚生労働大臣により承認されている抗がん剤治療
 - ④公的医療保険制度における先進医療・患者申出療養に該当する放射線治療・抗がん剤治療
 - ⑤がん診療連携拠点病院等における放射線治療、抗がん剤治療(上記①～④に該当する場合を除く)
- がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付特則を適用した場合、がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付金のお支払い対象となる治療は上記の③、④、⑤となります。

お支払いの対象となる「抗がん剤」とは、被保険者が診断確定されたがん(上皮内がんを含む)の治療を目的として被保険者に投薬または処方された時点において、世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、L01(抗悪性腫瘍薬)、L02(内分泌療法)、L03(免疫賦活薬)、L04(免疫抑制薬)、またはV10(治療用放射性医薬品)に分類される医薬品をいいます。

お支払い対象となる先進医療は療養を受けた時点において、

- ①厚生労働大臣が定める先進医療技術であること
 - ②先進医療技術ごとに定められた適応症(対象となる疾病・症状など)に対するものであること
 - ③先進医療技術ごとに定められた施設基準に適合する医療機関で受けたものであること
- のすべてを満たすものに限り、

したがって、医療行為・症状、医療機関などによって給付金をお受け取りいただけないことがあります(先進医療の最新の内容についてはネオファースト生命のWebサイトをご覧ください)。

患者申出療養については、厚生労働省告示に定める患者申出療養による療養を、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する医療機関であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて受けた場合にお支払いの対象となります。

がん診療連携拠点病院等とは、つぎのいずれかに該当する医療機関をいいます。

- ①平成30年7月31日健発0731第1号厚生労働省健康局長通知「がん診療連携拠点病院等の整備について」にもとづき厚生労働大臣によって指定された、がん診療連携拠点病院(都道府県がん診療連携拠点病院および地域がん診療連携拠点病院。なお、国立研究開発法人国立がん研究センターの中央病院および東病院を含みます)、特定領域がん診療連携拠点病院および地域がん診療病院
- ②令和元年8月6日健発0806第1号厚生労働省健康局長通知「小児がん拠点病院等の整備について」にもとづき厚生労働大臣によって指定された、小児がん中央機関および小児がん拠点病院

がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付金は、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料」の算定対象として列挙されている診療行為を公的医療保険の適用外で受けた場合は、お支払いの対象になりません。なお、がん放射線治療・抗がん剤治療給付金はお支払いの対象となります。

がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付金の給付倍率は、ご契約時に給付倍率1倍または2倍のいずれかからお選びいただけます。ご契約後に給付倍率を変更する取り扱いはありません。

がん診断給付金について

- 直前のがん診断給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日を含んで継続してがん(上皮内がんを含む)の治療を目的とした入院をしているときは、その1年を経過した日の翌日を入院の開始日とみなして、給付金をお支払いします。
- 直前のがん診断給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後の、お支払い対象となるがん(上皮内がんを含む)の通院での治療は、以下の通りです。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料」の算定対象として列挙されている診療行為、または「輸血料」の算定対象として列挙されている造血幹細胞移植
 - ②公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料」の算定対象として列挙されている診療行為(放射性同位元素内用療法管理料の算定対象として列挙されている診療行為を除きます)
 - ③公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、抗がん剤にかかる「薬剤料」または「処方せん料」が算定される抗がん剤治療
 - ④がん(上皮内がんを含む)を適応症として厚生労働大臣により承認されている抗がん剤治療
 - ⑤公的医療保険制度における先進医療、患者申出療養による療養
 - ⑥がん診療連携拠点病院等における、手術、放射線治療、抗がん剤治療(上記①～⑤に該当する場合を除く)
- お支払いの対象となる「抗がん剤」とは、被保険者が診断確定されたがん(上皮内がんを含む)の治療を目的として被保険者に投薬または処方された時点において、世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、L01(抗悪性腫瘍薬)、L02(内分泌療法)、L03(免疫賦活薬)、L04(免疫抑制薬)、またはV10(治療用放射性医薬品)に分類される医薬品をいいます。
- お支払い対象となる先進医療は療養を受けた時点において、
 - ①厚生労働大臣が定める先進医療技術であること
 - ②先進医療技術ごとに定められた適応症(対象となる疾病・症状など)に対するものであること
 - ③先進医療技術ごとに定められた施設基準に適合する医療機関で受けたものであること
 のすべてを満たすものに限り、医療行為・症状、医療機関などによって給付金をお受け取りいただけないことがあります(先進医療の最新の内容についてはネオファースト生命のWebサイトをご覧ください)。
- 患者申出療養については、厚生労働省告示に定める患者申出療養による療養を、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する医療機関であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて受けた場合にお支払いの対象となります。
- がん診療連携拠点病院等とは、つぎのいずれかに該当する医療機関をいいます。

- ①平成30年7月31日健発0731第1号厚生労働省健康局長通知「がん診療連携拠点病院等の整備について」にもとづき厚生労働大臣によって指定された、がん診療連携拠点病院(都道府県がん診療連携拠点病院および地域がん診療連携拠点病院)。なお、国立研究開発法人国立がん研究センターの中央病院および東病院を含みます)、特定領域がん診療連携拠点病院および地域がん診療病院
- ②令和元年8月6日健発0806第1号厚生労働省健康局長通知「小児がん拠点病院等の整備について」にもとづき厚生労働大臣によって指定された、小児がん中央機関および小児がん拠点病院

がん緩和ケア保障特則について

- 本特則を適用した場合は、がん性疼痛等の各種症状の緩和を目的として所定の緩和ケアを受けたときも、がん治療給付金またはがん放射線治療・抗がん剤治療給付金のお支払い対象とします。
- お支払い対象となる緩和ケアは以下の通りです。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、疼痛緩和薬にかかる薬剤料もしくは処方せん料または神経ブロックにかかる神経ブロック料が算定される入院または通院
 - ②公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により、緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算の算定される入院
 - ③公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により、在宅患者診療・指導料(ただし、往診料は除く)が算定される在宅医療
- 「疼痛緩和薬」とは以下のすべてを満たす薬剤をいいます。
 - ①オピオイド鎮痛薬であること
 - ②がん性疼痛等の各種症状の緩和を目的として使用された薬物であること。ただし、手術時等の麻酔導入または手術による傷の痛み止めに伴って使用された薬物を除きます。
- 「神経ブロック」とは以下のすべてを満たすものをいいます。
 - ①医科診療報酬点数表に定める神経ブロック(局所麻酔剤またはボツリヌス毒素使用)または神経ブロック(神経破壊剤または高周波凝固法使用)であること
 - ②がん性疼痛等の各種症状の緩和を目的として実施されたものであること。ただし、手術時等の麻酔導入または手術による傷の痛み止めに伴って実施された場合を除きます。
- 「在宅医療」とは、被保険者が病院または診療所への通院が困難であると医師が判断し、かつ、計画的な医学管理のもとに医師または医師の指示による看護師、保健師、理学療法士等が定期的に被保険者の居宅等を訪問して、公的医療保険制度を利用した診療または看護等を行うことをいいます。

がん先進医療・患者申出療養特約(終身がん保険用)について

- お支払い対象となる先進医療は療養を受けた時点において、
 - ①厚生労働大臣が定める先進医療技術であること
 - ②先進医療技術ごとに定められた適応症(対象となる疾病・症状など)に対するものであること
 - ③先進医療技術ごとに定められた施設基準に適合する医療機関で受けたものであること
 のすべてを満たすものに限り、医療行為・症状、医療機関などによって給付金をお受け取りいただけないことがあります(先進医療の最新の内容についてはネオファースト生命のWebサイトをご覧ください)。
- 患者申出療養については、厚生労働省告示に定める患者申出療養による療養を、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する医療機関であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて受けた場合にお支払いの対象となります。
- 同一の被保険者において、先進医療にかかる技術料と同額の給付金をお支払いするネオファースト生命の特約に重複して加入することはできません。

がん通院特約(終身がん保険用)について

- つぎの場合はがん通院給付金を重複してはお支払いしません。
 - ・お支払いの対象となる通院を同じ日に2回以上したとき
 - ・複数の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき

がん女性特定手術・乳房再建保障特約(終身がん保険用)について

- 乳房再建給付金のお支払いは、一乳房につき1回限りとします。
- がん女性特定手術給付金の支払事由の「子宮摘出術および卵巣摘出術を除く子宮または子宮付属器にかかわる手術」において、支払対象となるのは入院中の手術のみです。

がん保険料払込免除特約(終身がん保険用)について

- 保険料払込免除後にごん先進医療・患者申出療養特約(終身がん保険用)の保険期間満了となった場合、保険料のお払込みは免除のまま特約は自動的に更新され継続されます。
- 保険料のお払込みが免除された場合でも、保険料払込期間の満了後にご契約が解約されたときまたは被保険者が死亡されたときには、主契約の契約内容に応じた返戻金があります。

特約の自動更新について

- がん先進医療・患者申出療養特約(終身がん保険用)については、特約の保険期間満了日の2か月前までに継続しない旨のお申し出がないときには、被保険者の健康状態にかかわらず、告知や診査なしで、特約の保険期間満了日の翌日に自動更新されます。特約の自動更新をご希望にならない場合は、特約の保険期間満了日の2か月前までに、ネオファースト生命までその旨をお申し出ください。
- 更新後の保険期間は、更新前の保険期間(10年)と同一となります。ただし、更新時の被保険者の年齢が81歳以上となる場合は、保険期間および保険料払込期間を終身として更新します。
- 保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率によって新たに定めます。通常、同一の保障内容で更新される場合であっても、更新後の保険料は更新前より高くなります。
- 更新後の特約には、更新日時点の規定を適用します。
- 給付金の支払限度などについては、更新前と更新後の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
- 更新日にネオファースト生命がこの特約の付加を取り扱っていない場合は、更新を取り扱わないか、この特約にかえて、所定の特約により更新とみなして取り扱うことがあります。
- 主契約の保険料払込期間が有期のご契約において、主契約の保険料払込期間満了後も更新型の特約については、保障を継続される場合、保険料のお払込みが必要です。

保障される治療について 各給付金のお支払い対象となる治療は次表の通りです。

給付金名	公的医療保険適用の治療			公的医療保険適用外の治療(自費診療)						
	手術	放射線治療	抗がん剤治療	混合診療			自由診療			
				先進医療・患者申出療養	手術など*1	放射線治療	抗がん剤治療	手術*2	放射線治療*2	抗がん剤治療
							手術*2	放射線治療*2	抗がん剤治療	
がん治療給付金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
がん治療自費診療上乗せ給付金				○	○	○	○	○	○	○
がん放射線治療・抗がん剤治療給付金		○	○					○	○	○
がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付金					○	○		○	○	○

*1 手術・放射線治療・抗がん剤治療のいずれにも該当しない先進医療や患者申出療養による療養もお支払い対象となります。
*2 がん診療連携拠点病院等にて治療を受けたときに限ります。詳細はP.23、P.24をご覧ください。

契約してよかった。その一言のために。

お客さまの声を真摯に受け止め、ご契約後もより一層の「あったらいいな」を追求してまいります。

ご契約後

健康管理
健康増進

各種
お手続き

保障の
確認

わからないとき 困ったとき

毎日の健康をサポート

お客さまの健康のためさまざまなサービスをご用意しています。

- 24時間電話健康相談サービス
- セカンドオピニオンサービス
- 受診手配・紹介サービス
- 健診結果改善サポートアプリ「Neoコーチ」
- オーラルケアサポートサービス「歯の健康」をサポート

オーラルケアサポート
サービスはこちら



ご契約に関する お知らせをお届け

- 年に1度のネオレター
毎年、「ご契約内容のお知らせ(ネオレター)」をお届けします。
※健康増進に向けたサービスを記載したチラシも一緒にお届けします。
- お問い合わせ・各種お手続きはインターネットから可能
住所変更や生命保険料控除証明書の再発行など、各種お手続き内容のご確認・お問い合わせは当社ホームページからも可能です(24時間365日受付)。

Webサイトはこちら



ムリなく
生活習慣の改善ができる
「Neoコーチ」アプリ、
次の健康診断が
楽しみだな。

年に1度のネオレターで
安心できます。
健康意識も高まります!

ネオファースト生命 コンタクトセンター

受付時間 9:00~17:00(日・祝日・年末年始を除く)

お客さま専用フリーダイヤル ☎0120-226-201

70歳以上のお客さまを
対象としたフリーダイヤル ☎0120-515-201

HDI 格付けベンチマーク「クオリティ」格付け
国内最高評価の「三つ星」を獲得



サポートサービス業界の国際機関HDIの日本法人が主催するHDI格付けベンチマーク「クオリティ」格付けにおいて、2021年度も最高ランクである「三つ星」を獲得しました。

シニア専用の
フリーダイヤルは心強い!

給付金の ご請求など

原則 5営業日以内
にお支払い

一定の要件を満たす場合、
医療機関の診療明細書と
簡易なご報告で請求ができます。
6割以上の方にご利用
いただいています。*

特定先進医療 キャッシュレスサービス

特定の先進医療による治療の一時的な
費用負担を軽減できます。
詳しくはP.13をご確認ください。

がんで給付金を受け取りました。
深い不安の中、経済面において
大きな心の支えとなりました。

ご契約後の体験について、お客さまから
実際に寄せられた声などをとに掲載しているよ!

*各種サービス内容の詳細については、P.29~P.30の「ご契約後のサービス」またはネオファースト生命Webサイトをご確認ください。

*ネオファースト生命の商品で簡易なご報告で請求いただいた給付金の実績(2021年1月~2022年4月)



ご契約後のサービス

【サービス例】

**24時間電話
健康相談サービス**

提供:ティーベック(株)

ご利用対象:
ご契約者さまおよび被保険者さまとそのご家族の方
*ご家族の方は、同居の親族と別居の1親等とさせていただきます。

経験豊かな医師や保健師、看護師などの相談スタッフが24時間365日・年中無休で電話による健康相談・医療相談、医療機関や専門医の情報提供や、介護・育児に関するご相談、メンタルヘルスに関するご相談などにきめ細かくアドバイスします。


たとえばこんなときに

赤ちゃんが夜中に熱を出した。どうしよう…。

ストレスがたまって、まいってしまって…。

家族の介護について聞きたい。

夜中にやっている救急病院を教えてください。



※回答が自動で返ってくる「チャットボット健康相談」もご利用いただけます！
※画像はイメージです。

セカンドオピニオンサービス

提供:ティーベック(株)

ご利用対象:ご契約者さまおよび被保険者さま

- 面談(オンラインも可)・電話によるセカンドオピニオンや、セカンドオピニオンが可能な医療機関の情報を提供します。
- 面談の結果、より高度な専門性が必要と総合相談医が判断した場合は、優秀専門臨床医をご紹介します。その際、紹介状(診療情報提供書)も無料で発行します。

受診手配・紹介サービス

提供:ティーベック(株)

ご利用対象:ご契約者さまおよび被保険者さま

主治医のもとでは対応できない治療法や手術方法が必要と主治医が判断した場合などに、各専門分野の医師が在籍し治療可能な医療機関での受診の手配・紹介をします。
※原則、がん(悪性新生物)・脳血管疾患・心疾患が対象となります。

【サービス利用事例の紹介】

サービスをご利用いただいた方の声

ご契約いただいている皆さまからいただいた声をご紹介します。

セカンドオピニオン 子宮頸がん

しきゅう けい
(29歳 女性) 病院の受診につながったケース

サービス利用前
早期の子宮頸がんと診断され、円錐切除術*を実施。その後は経過観察をすすめられたものの、今後の妊娠・出産を考えると、このままでいいの不安だった。
* 円錐切除術…子宮の入り口の子宮頸部と呼ばれる部分のがん組織を円錐状に切除する方法。

サービス利用後
<病状の詳細な説明>
治療実績の高い専門の病院でセカンドオピニオンを受けた。主治医と同様の判断だったが、今後の注意点や妊娠のことまで具体的な相談ができ、病気に対する心構えが変わった。やはり**セカンドオピニオンを受けることは大切だ**と身にしみて感じた。

セカンドオピニオン 胃がん

(40歳 男性)

サービス利用前
検診で胃内視鏡検査を行ったところ、胃の粘膜にがんがあると診断された。主治医からは開腹手術をすすめられ、1か月程度仕事を休む必要があると言われていた。


サービス利用後
<最適な治療法の提示>
総合相談医との面談後、優秀専門臨床医のもとで内視鏡による手術を受け、早期に仕事復帰できました。

ネオファースト生命は、お客さまの「心身の充実」をサポートしながら、お客さまの将来に寄り添い、応援する商品・サービスを提供してまいります。

契約内容ご案内制度

本制度のお申し込み(無料)により、被保険者・保険金等の受取人・指定代理請求人からご照会いただいた場合にも、契約内容をご案内することができます。

詳しくはこちらから




うちの保険アプリ

提供:iChain(株)

「保険情報の管理(保険会社問わず)」と「保険情報の家族への共有」がスマートフォンで簡単に行えます。アプリは無料でご利用いただけます。

無料




万が一の際に保険金・給付金を確実に受け取っていただくためには、保険金等の受取人やその他のご家族にご加入の保険契約についてお伝えいただくことが大切です。お伝えいただく手段として「契約内容ご案内制度」・「うちの保険アプリ」をご利用ください。

歯の健康維持に欠かせない、毎日の歯みがきなどをサポートします!

オーラルケアサポートサービス

毎日のセルフケアをサポート


このサービスを利用することで、毎日の歯みがきなどのオーラルケアを楽しく習慣化することができるよ!




※画像はイメージです。

50代以降の歯みがきのポイント

歯ぐきが下がって根元が露出してきたという方も増えてきます。歯の根元の部分はやわらかく「根元むし歯」になりやすいため、ソフトな歯ブラシを使ってやさしく磨きましょう。



詳細はこちらから



※詳細は、保険証券に同封のリーフレットをご確認ください。

※契約内容ご案内制度とオーラルケアサポートサービスを除き、ネオファースト生命が提携する各企業が提供するサービスです。いずれも保険商品の保障の一部ではありません。ご利用にあたり実際に提供されるサービスについては、ネオファースト生命は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

※各サービスは、予告なく変更・終了する場合があります。また、予告なく提携企業を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※お電話によるサービスをご利用の際は、保険証券をご準備のうえ、ネオファースト生命のお客さまである旨をお伝えください。

※日本国内のご利用に限りです。また、一部のサービスについては地域や内容により、ご利用いただけない場合やご要望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ご利用いただける期間は、ご契約いただいたネオファースト生命の保険契約の保険期間が終了するまでとなります。

※セカンドオピニオンサービス、受診手配・紹介サービスは、病名が判明している場合に限り、ご利用できます。また、すでに終了している治療についてなど、ご相談をお受けできない場合があります。その他諸条件がありますのでサービスを受ける際にご確認ください。

サービス内容の詳細につきましてはネオファースト生命のWebサイトをご確認ください。